平成２８年（フ）第２７０１号
埼玉県川口市里1290―14
債務者　村田蕾こと　金　　蕾
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７０２号
東京都小平市津田町３丁目31―14
債務者　増田　知子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７２０号
東京都杉並区上井草４丁目17―２―106
債務者　後藤　智徳
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７２４号
東京都北区赤羽西５丁目６－６―404
債務者　菊地　寛二
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７２５号
東京都板橋区赤塚７丁目15―19　第二むらさき荘102
債務者　及川　春代
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７３６号
東京都昭島市東町３丁目14―10―305
債務者　渡邉　佳子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７３７号
東京都町田市森野１丁目３―244
債務者　佐々木ひろみ
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４２号
栃木県宇都宮市平松本町345番地１　グランドォール宇都宮Ⅱ302号室
債務者　岩崎　　司
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４９号
栃木県鹿沼市東町３丁目２番19号　太陽ガーデン201
債務者　田所　英雄
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５０号
栃木県鹿沼市東町３丁目２番19号　太陽ガーデン201
債務者　小峯　幸枝
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６０６号
東京都台東区三筋２丁目２－４―201
債務者　山崎　　亮
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７０３号
東京都調布市国領町４丁目45―３―203
債務者　梅田喜洋枝
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６２号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅９棟510号
債務者　久保　静子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３４号
横浜市都筑区川和町2188番地２
債務者　山本　修三
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４３号
静岡県島田市旭３丁目22番３号　メルカードあさひⅢ　201号室、旧住所静岡県牧之原市坂部3947番地６
債務者　福島　重晴
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部